

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの期間、60 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間及び 14 年 4 月から 16 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 3 月まで
③ 平成 14 年 4 月から 16 年 8 月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を納めていなかったため、昭和 55 年頃に市役所の職員が自宅に来て、国民年金の加入と同時に免除申請の手続を勧められた。職員からは、「収入が一定基準に達しなければ、翌年度以降の免除申請の手続は不要である。」と説明を受けていたのに、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金の加入に併せて免除申請手続を昭和 55 年 7 月に行った場合、その承認期間は 56 年 3 月までとなり、同年 4 月以降も国民年金保険料を免除期間とするためには、毎年度、免除申請手続を行わなければならないところ、申立人は、「収入が一定基準以下なら自動的に免除申請になる。」と市の職員から説明を受けていたため、翌年度以降の免除申請書の提出はしていないと述べている上、申立人の居住している A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても申立期間は免除期間とはされておらず、未納とされており、これはオンライン記録とも一致しており、不自然な点も見当たらない。

また、申立期間③について、A 市の免除申請受付簿及び免除申請書によると、申立人が免除申請書を提出した形跡は見当たらないことから、免除申請手続は行われなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、ほかに国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの期間、60 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間及び 14 年 4 月から 16 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 3 月まで
③ 平成 14 年 4 月から 16 年 8 月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を納めていなかったため、昭和 55 年頃に市役所の職員が自宅に来て、国民年金の加入と同時に免除申請の手続を勧められた。職員からは、「収入が一定基準に達しなければ、翌年度以降の免除申請の手続は不要である。」と説明を受けていたのに、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金の加入に併せて免除申請手続を昭和 55 年 7 月に行った場合、その承認期間は 56 年 3 月までとなり、同年 4 月以降も国民年金保険料を免除期間とするためには、毎年度、免除申請手続を行わなければならないところ、申立人は、「収入が一定基準以下なら自動的に免除申請になる。」と市の職員から説明を受けていたため、翌年度以降の免除申請書の提出はしていないと述べている上、申立人の居住している A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても申立期間は免除期間とはされておらず、未納とされており、これはオンライン記録とも一致しており、不自然な点も見当たらない。

また、申立期間③について、A 市の免除申請受付簿及び免除申請書によると、申立人が免除申請書を提出した形跡は見当たらないことから、免除申請手続は行われなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、ほかに国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月から48年3月まで

ねんきん定期便で未納期間があることを知り驚いた。申立期間を含め、私が結婚するまでの国民年金保険料は母親が納付していたが、^き几帳面な母親だったので、未納期間があることが信じられない。昭和47年*月*日に国民年金に加入し、年金手帳がA市で交付されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時、住民登録をしていたとするA市、その後の転居地であるB市及びC市の国民年金被保険者名簿には、申立期間について当時、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無く、オンラインの記録とも一致している。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。